

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 札幌厚生会
救護施設 札幌市あけぼの荘

令和7年度事業計画書 目次

救護施設札幌市あけぼの荘 基本理念及び基本方針	1
救護施設札幌市あけぼの荘 職員行動指針	
基本方針・重点目標	3
具体的事業	
Ⅰ. 利用者支援の充実	5
1. 自己実現と個別支援体制の充実	
2. 人権を尊重した支援の推進	
3. 循環型施設機能の推進、生活困窮者自立支援機能の推進	
4. 利用者主体の生活支援	
5. 生きがい活動の充実	
6. 作業活動の充実	
7. 地域活動の推進	
8. ホームレス緊急入所事業の推進	
9. 一時入所受入れの推進	
Ⅱ. 健康支援と感染予防	8
1. 健康状態の把握と健康相談の充実	
2. 健康診断の実施	
3. 回診・往診の実施	
4. 服薬の管理と誤薬防止	
5. 怪我（転倒）の防止と誤嚥予防	
6. 感染症の予防	
7. 病院受診・通院・入退院の対応	
8. 緊急時の対応	
Ⅲ. 食の向上と栄養管理	10
1. 栄養の管理	
2. 特別食の対応	
3. 豊かな食事の提供と給食環境の整備	
4. 非常時の対応	
5. 食品衛生と調理従事者の衛生管理の徹底	
6. 給食単価と平均栄養所要量	
Ⅳ. 施設運営の新たな取り組みと機能強化	12
1. 継続的・安定的施設経営に向けた取り組み	
2. 運営体制の適正化	
3. 職員の専門性の向上	
4. 苦情解決に向けた取り組み	
5. 地域との連携	
6. 広報活動と情報公開の取り組み	
Ⅴ. 施設の安全管理と環境整備	14
1. 施設の防災管理	
2. 施設設備の修繕・保守・点検	
3. 施設内の清掃・美化	
別表	15
1. 生活日課表、クラブ活動	
2. 年間行事計画	

救護施設 札幌市あけぼの荘 基本理念及び基本方針

平成20年4月1日策定

【基本理念】

一人ひとりの笑顔のため 安らぎある心豊かな生活を支えます。
～人とともに 人のために～

【基本方針】

- ① 利用者の人権とプライバシーを最も尊重します。
 - 21世紀は「人権の世紀」
 - ・利用者一人ひとりの個性を大切にし、尊厳を守ります。
 - プライバシーのある空間
 - ・利用者に関して知り得た個人情報をお守りします。
 - ・施設は一人ひとりの家であると考え、私的空間を確保出来るよう配慮いたします。
- ② 個々の意見を尊重し、自主性を活かした支援に努めます。
 - 一人ひとりが主人公
 - ・利用者の個性と自己決定を尊重し、一人ひとりが満足できる生活を目指します。
 - ・個々の障がい、特性に応じ、それぞれの持っている能力や意欲を伸ばせるよう適切な支援に努めます。
 - ・利用者のご意見や苦情を大切にし、迅速に対応いたします。
- ③ 心身の健康を支援し、豊かな心と生きがいの持てる生活をめざします。
 - 障がいや障害とならない施設
 - ・安定した生活が送れるよう、心身の健康管理に努めます。
 - ・感染症予防に努めます。
 - ・栄養バランスを考慮し、季節感ある食事を提供いたします。
 - ・変化に富んだ四季折々の風情ある行事を提供いたします。
- ④ 安全面に配慮し、常に清潔な施設作りを心掛けます。
 - 安全と安心の提供
 - ・様々な障がいを持つ利用者が安全で快適に暮らすことが出来るよう、継続的に環境整備を行ないます。
 - ・常に衛生的であることを目指します。
 - ・リスクマネジメント体制を確立し、事故を未然に防ぐよう努めます。
- ⑤ 地域に根差し、開かれた施設を目指します。
 - 地域とともに生きる施設
 - ・利用者と地域住民の方々とのふれあいの場を提供いたします。
 - ・施設と地域が、お互いに支えあう関係作りに努めます。
 - ・利用者が、地域の一員であることを実感していただけるよう心掛けます。
 - ・地域の美化活動に努めます。
 - 社会から認められる施設
 - ・サービスの質の向上と情報公開に努め社会から信頼される施設を目指します。
 - ・各種法令を遵守いたします。
- ⑥ 職員は自らの職責を自覚し、資質の向上を目指します。
 - 専門職としての責任と自覚
 - ・誠実で信頼される職員を目指します。
 - ・利用者が安心してサービスを受けられる知識と技術の習得に努めます。
 - ・あらゆる角度から適切な判断が出来る職員を目指します。
 - ・職員間の連携を大切にします。
 - ・常に進歩する集団であり続けます。

救護施設 札幌市あけぼの荘 職員行動指針

私たちは当施設の基本方針に基づいた利用者支援を具体的に実施すべく、以下のとおり職員行動指針を策定致しました。

職員一人ひとりが自ら考えたものをもとに自らを律していくことを目指します。

平成30年4月1日策定

【人権の尊重】

- ・一人ひとりの思いを大切にし、利用者様の自己決定を尊重します。
- ・自分らしく生きる事を尊重します。
- ・利用者様の意向を尊重し、必要な支援を行います。
- ・利用者様のプライバシーを守り、個人情報情報を漏らしません。

【虐待の禁止】

- ・身体拘束や暴力、体罰はしません。また見て見ぬふりはしません。
- ・無視や乱暴な言葉遣いをしません。
- ・性的嫌がらせをしません。
- ・お金を許可なく使いません。また、理由なく制限をしません。
- ・支援をしない、放棄するといった行為を行いません。

【差別の禁止】

- ・病气、障がい、性別、年齢、能力等に偏見を持ちません。
- ・差別をしない平等な支援を行います。

【命令・強制の禁止】

- ・命令的な口調、威圧的な態度をしません。
- ・本人が嫌がる事を強制、強要しません。

【職員の基本姿勢】

- ・仕事に責任をもち、依頼された事は迅速かつ誠実な対応を心掛けます。
- ・笑顔で対応し、謙虚な姿勢を忘れません。
- ・挨拶を大切にします。
- ・あだ名や呼び捨て、「ちゃん」付では呼びません。
- ・日々安心し、安全な生活が出来る様支援します。

【専門職としての視点】

- ・専門的な知識、判断力を持ち、サービス品質の向上を目指します。
- ・心を理解しながら、客観的な視点で支援を行います。
- ・自分の気持ちを自由に表現できるよう、話しやすい雰囲気、環境作りを行います。
- ・個性を大切にします。
- ・初めから否定はしません。
- ・話の内容をしっかりと受け止めます。
- ・どうしてそのような考え方になったかを理解して支援を行います。
- ・分かり易く丁寧に対応、説明します。
- ・連携を大切にして協力し合い、統一した支援を行います。

令和7年度 札幌市あけぼの荘事業計画

基本方針

令和6年度は居室の改修工事が終了し個別のカーテンを設置することにより、プライバシーが保てる空間を確保することが出来た。その事により居室でゆっくりと余暇時間を楽しむ利用者様も増え、心の安定に繋がった。令和7年度は生活環境の改善に伴い日課等を見直すことでより生活しやすい環境づくりに努めていく。

令和6年10月1日から救護施設等基準の一部改正があり、利用者様ごとに個別支援計画書の作成が義務化された。これまで、支援を必要とする個人ごとに個別支援計画を策定し、本人の同意を得た上で支援を行ってきたが、これからは福祉事務所の援助方針をより深く理解し、その趣旨に沿って連携を強化することで、よりきめ細かな支援を提供していく。

令和7年度から地域移行加算が新設され「施設から地域へ」の方針がより鮮明となった。居宅生活訓練事業を継続するとともに関係機関と調整し利用者様のニーズに合わせた自立支援を行っていく。

継続的に新規利用者様を獲得するためには、救護施設の機能やサービスをより多くの関係機関に知ってもらう必要があるため、積極的に幅広い広報活動を行う。訪問し事業内容を説明することにより直接の対話を通じて「顔の見える」関係を通し信頼関係を築いていく。また、速やかな緊急・一時入所の対応や支援内容の強化を通じて求められている期待に応えていく。

給食が外部委託となり試行錯誤の1年となった。今までと違い戸惑うことも多かったが、今後も意見交換や給食会議等の協議を行い、質を維持するとともに更なる向上を目指し満足度の高い食事を提供していく。

近年、急速に人材確保が難しくなっている中、その対策も急務である。新規採用に向けた各種学校等へのアプローチや、採用に有効な処遇の見直しに加え、法人職員全体の人事制度改革が必要であることから、その再構築に向け継続して取り組む。

重点目標

1. 居室環境改善に伴う支援の展開

個別にカーテンを設置することによりプライバシー空間ができ、テレビを個人で所有し視聴する利用者様も増える等変化が見られた。新たなライフスタイルに合わせた、日課の見直し等利用者様主体の生活が送れるよう検討していく。

2. 利用者確保に向けた取り組み

ホームページや、インスタグラムにより積極的に情報を発信するとともに、居室の改修改善後のパンフレットを活用した札幌市内の保護実施機関、病院、各相談機関等への周知を行っていく。また、札幌市近郊の各相談機関にも積極的に救護施設の機能やサービス内容を周知していく取り組みを継続的に行い、新規利用を促す。

昨今救護施設への入所ニーズが変化し、特に突発的な理由により居宅を失うなど緊急的対応を必要とする入所相談が増えてきているため、即時対応できる機能を強化し求められている役割を果たしていく。新たに改修した準個室や、「一時見守り支援事業」による近隣のアパートを活用していくことで、柔軟な受け入れを継続するとともに、より発展的な取り組みについて模索していく。

3. 利用者支援内容の向上（個別支援計画に基づいた支援）

個々の利用者様の意向を踏まえた支援を実践していくためには、生活課題や状態を的確に捉えた適切な「個別支援計画」の作成が必要である。「個別支援計画」は利用者様の自己実現のための手段であり、目標を達成するためには、より具体的な支援内容・方法を明記し実践していく必要がある。今まで以上にきめ細やかで専門的な「個別支援計画書」を作成し、福祉事務所と連携をとりながら、それぞれの利用者様に適した継続性のある自立支援を行う。

4. 感染症や大規模災害に向けた対策

これまでのクラスター経験や、策定したBCPに基づき、定期的に内容の確認や研修会を通して、未整備な設備の購入や職員間で危機意識を共有していくように努めていく。また、これまでの非常時連絡体制を見直すことで、有事の際により有効なものとしていく。

5. 安全で満足度の高い給食の提供

委託業者に変更し2年目となる。利用者様へのアンケート調査の実施や毎月開催する給食懇談会を通して、課題・要望等の情報を共有し質の高い満足感のある食事の提供に努めていく。

6. 職員処遇・人事制度の見直し

法人共通課題として検討してきた、職員処遇・人事制度について、制度設計が出来てきたことから、本年度は本格的な実施に向けての1年とし、制度についての理解を深め、職員への説明を引き続き行う。

新卒者採用に資する取り組みとして、新規採用者の処遇改善に加え、実習生、ボランティア学生を積極的に受け入れていく。

具体的事業

I. 利用者支援の充実

「一人ひとりの笑顔のため、安らぎある心豊かな生活の実現」に向け、個々の意思を尊重し、自己決定とエンパワメントを基本とした支援に努める。現在の利用者様、又これから入所を希望される方にとって、より地域生活に近い生活環境を提供できるよう改善していく。また、効率よく、途切れることがない日常生活支援が行えるよう、業務の合理化を図ると共に支援者としての質の向上に努めていく。

1. 自己実現と個別支援体制の充実

- 昨年度から、個別支援計画が義務化されたことにより、保護の実施機関が策定する援助方針の趣旨を踏まえ支援の内容や社会資源が適切であるか、協議を行いながら取り組んでいく。

各入所者の意向・ニーズを的確に把握し、これを尊重した質の高い適切な支援を実現するために、心身の状況、置かれている状況、日常生活全般の状況を評価し、課題を明確にすることで利用者様が自立した生活を営むための適切な支援を提供していく。

- ・ 個別支援計画の作成、ケース検討会の開催、個別支援計画の本人説明と同意
- ・ 保護の実施機関との協議
- ・ 個別支援計画に基づいた支援の実践
- ・ モニタリングの実施、希望・要望の定期的調査（随時）
- ・ 個々の緊急的な状況変化による個別支援計画の見直し（随時）

2. 人権を尊重した支援の推進

- 施設が提供する支援内容や支援方針が、利用者様の能力や行動を制限しているものになっていないか、あるいは支援しすぎとなっていないかを、支援会議で見直していく。

- ・ 支援会議で検討
- ・ 「職員行動指針」に沿った職員意識の統一
- ・ 「支援しすぎない支援」の継続
- ・ 人権擁護に関する意識の高揚
- ・ 生活規則（ルール）の見直し
- ・ 身体拘束、虐待を未然に防ぐ取り組み
- ・ 虐待防止に関するセルフチェックの実施と振り返り

3. 循環型施設機能の推進、生活困窮者自立支援機能の推進

- 札幌市内の入所相談においては、法人内救護施設と連携を密にし、より適切な入所コーディネートと関係機関が求める早急な受け入れができるよう、迅速な対応を実現していく。
- 循環型施設を実現していくために、相談支援事業所等と連携し、地域生活移行支援を進めるとともに、介護度が高い利用者様には、より適した環境で生活が送れるように介護保険施設等の入所に向けて後見人制度の手続きも進めていく。また、救護施設利用の相談窓口を広げる為、他の福祉事業所、社会資源との連携強化を図る。
- 地域生活を目指す利用者様には、「個別支援計画」に記載した上で、自信をもって地域移行できるよう、施設において居宅生活に必要なスキルの習得を目指した生活訓練「居宅生活訓練事業」を継続して実施していく。
- 札幌市の生活困窮者自立支援事業として行う就労支援事業等に対して、中間的就労の機会を提供するなどの取り組みを行う。
 - ・ 就労訓練事業（中間的就労）への協力
 - ・ 生活、就労支援センター（自立相談、就労支援）との連携、協力

4. 利用者主体の生活支援

- 意見や要望を把握し、日常生活により反映できる環境を整備することで、利用者様個々が生活の主体者として、生き生きとした生活ができるよう支援する。

① 支援体制の改善

- ・生活支援記録システム「福祉見聞録」による情報管理体制の改善

② 意見反映

- ・「意見交換会」の実施（隔月開催）～利用者様からの意見を日常生活に反映させる。
- ・全体集会への参加（年3回、10・1・3月）～施設からのお知らせ、利用者様との意見交換を行う。
- ・給食会議への参加（年4回、6・9・12・3月）～給食に関する意見を発表してもらい、給食に反映する。

③ 自主的活動の促進

- ・各種体操への参加（毎日～ラジオ体操、リズム体操）
- ・その他、自主的な個別活動に対する支援

④ 家族等との交流支援

- ・家族等との交流支援（電話、手紙、外出、外泊、面会）
- ・施設行事への案内

5. 生きがい活動の充実

- ニーズに即したレク活動をはじめ、クラブ活動や施設行事など、各種余暇活動の充実に努める。また利用者様の自己実現がより図られるよう、新しいニーズの発見や個別プログラムの強化に努める。

① クラブ活動の実施

- ・書道クラブ（月1回、第2土曜日）
- ・手芸クラブ（月1回、第3土曜日）
- ・自遊クラブ（月1回、第4土曜日）
- ・園芸活動（随時）

② レク活動の実施

- ・施設レク、（個々の希望をもとに実施、1人・年1回ずつ）
- ・施設内レク（全員対象とした衣類の販売を実施 6・10・2月）

③ 施設行事の実施

- ・開設記念行事（5月）
- ・夏祭り（7月）
- ・七夕まつり（8月）
- ・餅つき、クリスマス会、年越し（12月）
- ・節分（2月）

④ 個別支援の充実

- ・個別支援による余暇活動の充実
- ・単独外出、個別外出支援の拡大

6. 作業活動の充実

- 作業活動は、個々の能力に応じて参加でき、社会参加と生活意欲の高揚、機能訓練を兼ね備えた活動であることから、日課の中心としてより多くの方が自主的に参加できるよう作業環境の整備に努める。
 - ① 作業日程
 - ・火、水、木 9:30～11:30
 - ② 作業内容
 - ・箸セット作業
 - ・その他
 - ③ 工賃の支給
 - ・作業に出席した回数により工賃を支払う。
- 従前の外部業者から依頼を受けた作業に加え、施設内部における日課や役割当番に対する仕組みの見直しを図る。役割当番の方がより快く働ける仕組みを模索していく。

7. 地域活動の推進

- 地域住民の1人として、地域と施設との良好な関係づくりに努める。また、地域の社会資源を活用し生活の幅が広げられるよう地域との連携を深める。
 - ・施設訪問の受入れ(小学校の社会学習、教会のクリスマス訪問)
 - ・地域ボランティアの受入れ(行事、クラブ活動)
 - ・地域貢献活動の模索

8. ホームレス緊急入所事業の推進

- ホームレスの緊急入所を札幌市と連携して地域生活移行支援を行う。
 - ・定員 2名(スポット対応としてプラスα名)
 - ・日常生活支援
 - ・地域移行支援

9. 一時入所受入れの推進

- 一般的な入所のみならず、緊急性が高い一時的な入所の依頼について、積極的に受け入れを行い、実施していく。また中長期的な支援が必要な方を対象とし、一般居室での受け入れも行っていく。
 - ・定員 若干名
 - ・相談員による迅速な面談対応
 - ・ニーズに沿った生活支援
 - ・地域移行支援

Ⅱ. 健康支援と感染予防

高齢化が進み、重篤な基礎疾患を抱える利用者様が増えている。日常生活において支援、介護量が増加傾向にあるなか、一人ひとりの身体機能や残存機能、精神状態を把握し過剰支援の見直し、日頃の観察、異常の早期発見に努め嘱託医の指示のもと、安心・安全な暮らしをして頂けるよう支援する。

1. 健康状態の把握と健康相談の充実

- ・生活支援記録システムを活用し多職種との情報共有を図る。
- ・『話楽（わらく・話をする、聞いてもらうことで少しでも心が楽になればという意味）』を掲げ、個別に健康相談（身体や病気などの不安軽減）を行う。

2. 健康診断の実施

- 疾病の早期発見、早期治療につなげる為、現病状況や体力等を見極めながら定期検診等を実施していく。

① 定期検診

- ・4月－胃癌、大腸癌検診（北海道対がん協会）
- ・年2回－検血、検尿（川端医院通院者）（札幌トロイカ病院通院者は検尿のみ）
- ・4月－胸部レントゲン検診（北海道対がん協会）
- ・3月－乳癌、子宮癌検診（北海道対がん協会）

② 施設内健康チェック

- ・毎月－血圧測定、体重測定の実施
- ・医師の指示ある場合毎日血圧測定
- ・内科回診当日血糖値測定実施

③ 入所時検診

- ・緊急入所の方や居宅から直接入所される方については、嘱託医による健康診断を実施し、感染症等の有無を確認する。

④ 個別検査

- ・嘱託医の指示により、心電図、胸部レントゲン、胸部腹部頸部エコー、検血、検尿、骨粗鬆症等の検査を実施する。

3. 回診・往診の実施

- 定期的な受診を通して、健康保持、疾病の改善に努める。
 - ・内科（月1回）・精神科（月1回）・歯科（月4回）・皮膚科（月1回）

4. 服薬の管理と誤薬防止

- 利用者様の状況に応じ適切に行う。誤薬防止対策として服薬マニュアルの活用と、ヒヤリハット委員会にて検証を行う。
 - ・服薬の自己管理（自己管理が可能な方には、看護師が確認しながら指導・見守りの中で行う）
 - ・服薬の医務管理（自己管理ができない方は、支援員と連携し、毎食事時、就寝時の配薬と服薬介助、服薬確認を行う。）
 - ・嘱託医協力のもと体調不良者に初期対応（指示薬）を行う。

5. 怪我(転倒)の防止と誤嚥予防

- 日頃より転倒事故に繋がる誘因の改善に努める。飲み込む力も低下しており、喉詰めや誤嚥が原因で重篤な状態になる可能性もある為、口腔内の衛生と嚥下機能低下を予防する。
 - ・ラジオ体操、リズム体操の実施(嚥下機能、認知機能、身体機能低下予防)
 - ・ふらつきの原因となる内服薬を使用している方などに対し医師へ相談し調整
 - ・歩行状態により適切な靴や補助具(杖、歩行器など)を提案
 - ・食事の際、義歯が適切に装着されているか確認
 - ・咀嚼状況や嚥下機能状態の観察をし、適切な食事形態へ助言
 - ・口腔内の衛生状態や義歯の状態、嚥下機能に関することなど、歯科医に相談
 - ・嚥下機能体操の実施(昼食前、参加人数、実施日等を記録)

6. 感染症の予防

- 各種予防接種や手洗い・うがい、除菌等を実施し、感染症予防を徹底する。
 - ・インフルエンザワクチン接種の実施
 - ・BCP対策に基づき定期的に職員へのPPE実践や感染症発生時の隔離対応方法を習得
 - ・職員に対しスタンダードプリコーション(標準予防策)の啓発
 - ・季節性感染症流行前に感染予防対策の啓発
 - ・新型コロナウイルスの実施(65歳以上助成対象年齢の方)
 - ・肺炎球菌ワクチンの実施(65歳以上助成対象年齢の方)
 - ・手指消毒剤の設置(各玄関に設置、来客の方にも手指の消毒に協力をもらう)
 - ・温度計・湿度計の設置(全居室に設置し居室及び施設内の換気は職員が行い居室に関しては昼食時の時間に利用者様にも換気の協力して頂く)
 - ・うがい・手洗いの通年励行(全利用者様、全職員)
 - ・必要に応じたマスクの着用
 - ・職員による施設内除菌の実施(感染症流行時は1日2回)

7. 病院受診・通院・入退院の対応

- 慢性疾患や重篤な病気を抱えた利用者様が、施設嘱託医以外の専門科を受診する機会が増えている。さらに、身体機能の低下や理解力の低下などにより、通院時の引率介助や支援が必要となっている。このことから、病状の把握、身体状況に応じた受診・通院支援を行う。
 - ・身体介助や理解力低下、病状悪化した利用者様の定期・緊急受診(入退院に関しては看護師又は相談員が同行)
 - ・入院後や検査後のインフォームドコンセント(看護師及び相談員が同行)
 - ・単独受診できる利用者様の診察内容確認(受診日の予約・変更時間調整)

8. 緊急時の対応

- 全職員がAED、酸素吸入の使用方法について習得し、喉詰め、転倒、意識障害、発作等の緊急時にスムーズな初期対応が行えるようにする。
 - ・AEDは、「さっぽろ救急サポーター」としてステッカーを玄関に掲示し、近隣の方々にも使用いただけるよう周知する。
 - ・緊急時の対応方法や器材の使用方法、各備品の設置箇所など新入職員に適宜指導する。
 - ・事故発生マニュアルにて初期対応を確認する。

Ⅲ. 食の向上と栄養管理

今年度は給食委託2年目となる為、施設としての方針を継続していくことに加え、前年度の反省点などを踏まえ、利用者様にとってより満足度の高い食事の提供を目指す。

また、食材費の高騰の折、引き続き献立の見直しや調理の工夫に努める。

1. 栄養の管理

- 身体状況・生活状況を把握し、個々の健康・栄養状況に応じた栄養管理の徹底を図る。また、生活習慣病の予防と重度化防止など、健康の維持・向上に努める。

① 献立表の作成

- ・食事摂取基準、給与食糧構成に基づいた献立作成を行う。

② 個別栄養管理

- ・個々の身体状況、喫食能力等により、粥食、きざみ食、極きざみ食、ミキサー食の対応を行う。

2. 特別食の対応

- 個々の体質等を考慮し、代替食の対応を行う。
 - ・アレルギー、内服薬と組み合わせが禁忌の食品等による代替食

3. 豊かな食事の提供と給食環境の整備

- 毎日の食事が最大の楽しみとなるよう季節を感じる食材や料理を盛り込み、変化に富む献立作成に努める。より出来立ての料理を食べて頂けるよう適温での提供に努め、食欲をそそるよう視覚や嗅覚など五感が満たされる豊かな食生活を提供する。

① 食事環境の整備

- ・ゆとりある時間の中で楽しく食事ができる雰囲気づくりに努めるとともに、食事の提供方法や設備の改善など快適な食事環境を整える。

② 行事食、選択食、イベント食等の充実

- ・選択食（年4回）
 - ・バイキング食（年1回）
- ・オータムフェスト（年1回、2日間に渡って実施）
 - ・お弁当献立（年1回）
- ・選べるトッピングの日（年1回）
 - ・喫茶の日（年1回）
- ・開設記念日、夏祭りのイベント食
- ・誕生会（毎月、誕生月の方々の希望によりメニューを選定）
- ・クリスマス会食、年越し会食、おせち料理
- ・季節食（七草、節分、ひな祭り、冬至など）
- ・祝日食（赤飯、おはぎ、ちらし寿司など、祝日用の行事食を提供）

③ 利用者様の意見反映

- ・給食会議において、居室ごとに取りまとめた食事に対する意見、要望を利用者様の代表から聞き給食に反映させる。
- ・嗜好調査の実施（年1回）

④ 嗜好品の支給形態

- ・個々の身体状況、喫食能力によりおやつの内容を2本化し、嚥下困難な方にも安心して食べていただけるよう努める。（原則毎週木曜日支給）

⑤ 利用者様個々の状態に応じた自助食器、自助具の提供

- ・年齢や障がいの程度に関わらず、誰もが自分のペースで食事を楽しんでいただけるよう、個々の状態に合わせ自助食器、自助具を提供する。
- ・自助食器、自助具を使用することで、安定した栄養摂取量の確保と自力摂取をサポートする。

4. 非常時の対応

① 災害等に備え、3日分の非常食を備蓄する。

- ・非常食の備蓄（御飯類、野菜ジュース、フルーツ缶、飲料水、補助食など）
- ・非常食の試食（消費期限が近い食品は防災訓練の際等、昼食として非常食を食する）

② マニュアルの活用

- ・万が一の災害発生時には、対応マニュアルに沿い、適切かつ迅速な対応を行う。

5. 食品衛生と調理従事者の衛生管理の徹底

- 食品と厨房の衛生管理に努めるとともに、調理にあたる職員の健康管理と調理技術向上に努める。

① 衛生管理の徹底

- ・調理室内の除菌（1日2回）
- ・調理室内の温度測定（1日2回）
- ・冷蔵、冷凍庫の温度測定（1日2回）
- ・水質検査の実施（1日2回）
- ・加熱調理済み食品の中心温度測定
- ・栄養士、及び調理従事者の検便検査（月2回、※栄養士は月1回）
- ・原材料、及び調理済み食品の検査用保存食の保存（2週間分）
- ・調理従事者の個人衛生管理表による健康、衛生チェック（1日1回、出勤時）

6. 給食単価と平均栄養所要量

① 給食単価

給食費	1,000円/日
-----	----------

② 1人1日当たりの平均栄養所要量

エネルギー	1,750kcal
蛋白質	65.0g
脂質	49.0g
カルシウム	680mg
鉄分	8.0mg
レチノール当量	760μg
ビタミンB1	1.2mg
ビタミンB2	1.3mg
ビタミンC	100mg
食塩相当量	7.9mg

IV. 施設運営の新たな取り組みと機能強化

1. 継続的・安定的施設経営に向けた取り組み

- 今年度も、継続的な運営を実施していくための、安定した人員確保に向けた周知活動に注力し、定員以上の水準を目指していく。
 - ① 利用者充足にむけた救護施設の周知活動
 - ・福祉事務所、病院相談窓口等への訪問によるPR活動の実施継続と連携の強化
 - ② 利用者充足にむけた救護施設の受け入れ体制
 - ・入所ニーズに合った受け入れ体制の強化
(近隣アパートの活用、緊急入所や一時入所の中長期化に伴う居室の活用)

2. 運営体制の適正化

- より効率的な支援体制となるよう適宜見直ししていく。
 - ① 利用者在籍数の変化に合わせ、効果的な体制構築
 - ・主任を中心とした支援体制づくり
 - ② BCPの活用
 - ・BCPの職員周知による有機的活用
 - ③ 記録業務の効率化・情報共有
 - ・生活支援記録システムの有効的活用
 - ④ 定例会議・各種委員会活動の実施
 - ・職員会議、給食会議、支援会議の開催(月1回)
 - ・苦情解決委員会(随時)
 - ・ヒヤリハット対策委員会(随時)
 - ・内部研修企画委員会(随時)
 - ・救護施設サービス自己評価委員会(年1回)

3. 職員の専門性の向上

- 私たち職員は、専門職集団としての資質とサービスの向上を常に目指す。
 - ① 職員体制と専門性の強化
 - ・外部団体主催の各種研修会への積極的な参加
 - ・施設内研修の実施(年2回)
 - ・新規採用職員、転入職員への新人研修の実施
 - ・各種資格取得の奨励

4. 苦情解決に向けた取り組み

- 利用者の皆様が意見や苦情を出しやすい環境づくりに努める。また、出された意見・苦情に対しては迅速に対応するなど、真摯に取り組み、サービスの質の向上に反映させる。
 - ・ご意見箱の設置
 - ・苦情解決委員会の設置
 - ・第三者委員の配置と定期報告

5. 地域との連携

- 町内会等との交流や施設機能の地域開放など、開かれた施設として、地域との「共生」を目指す。
 - ・「夏祭り」への近隣関係者、近隣児童会館への参加呼びかけ
 - ・会議室の開放(随時、近隣町内会への貸出)や備品等の貸出
 - ・非常時を想定した地域連携の模索

- 法人単位における「地域貢献活動」の継続実施
 - ・北郷瑞穂町内会の「福祉除雪事業」への参加

6. 広報活動と情報公開の取り組み

- 札幌市あけぼの荘での生活の様子や事業内容を公開し、施設を知ってもらえるよう努める。情報発信には個人情報の保護とプライバシーの配慮に努める。広報誌「みちしば」の廃刊に伴い、新たな情報発信媒体としてソーシャルネットワークサービス「インスタグラム」を活用した発信をしていく。居室改修後に作製したパンフレットを活用し、周知活動をしていく。

① 広報活動

- ・ダイアリーの更新（随時）
- ・インスタグラムの更新（随時）
- ・パンフレットの配布

② 情報公開

- ・ホームページにおいて施設概要、事業報告書及び決算収支状況を開示する。

V. 施設の安全管理と環境整備

1. 施設の防災管理

- 防火はもとより昨今の大規模災害を見据え、訓練内容の充実と組織的な体制を整備する。
 - ・ 消防計画に基づく自衛消防隊の編成
 - ・ 消防法に基づく総合訓練の実施（年2回）
 - ・ 自主訓練の実施（年2回）と訓練方法の見直し
 - ・ 職員向け研修会(消防設備の確認)の実施（年1回）
 - ・ 緊急時職員連絡体制の見直しと定着

2. 施設設備の修繕・保守・点検

- 各種機器の維持管理及び、建物の経年劣化に伴う各所修繕を実施する。
 - ・ エアコン機器の計画的交換工事
 - ・ 居室内窓の計画的交換工事
 - ・ 暖房設備の計画的改修
 - ・ 浴槽の計画的改修
 - ・ 消防用設備の点検（年2回～専門業者／自主点検：毎月）
 - ・ 自家用電気工作物（キュービクル）の点検（毎月～専門業者）
 - ・ エレベータの保守点検（毎月～専門業者）
 - ・ 温水ボイラーの保守点検（年2回～専門業者）
 - ・ 受水槽、貯湯槽の清掃保守及び水質検査（年1回～専門業者）
 - ・ 浴槽水の分析検査（レジオネラ属菌検査）（年1回～臨床検査業者）
 - ・ 機械警備の保守点検（毎月～専門業者）
 - ・ 浴槽配管洗浄（年1回～専門業者）
 - ・ 経年劣化部分や不具合箇所の修繕工事（随時）
 - ・ 公用車の法定整備及び法定点検の実施（随時）

3. 施設内の清掃・美化

- 居住環境の清潔保持と施設内感染の予防に努める。
 - ・ 館内床美装（食堂：年4回／その他廊下等：年2回）
 - ・ 布団丸洗い及び乾燥殺菌（年1回）
 - ・ シーツ、ホーフの交換（月2回）
 - ・ 居室内カーペット部分（汚損箇所）貼り替え（年1回）
 - ・ 月例清掃（毎月）
 - ・ 館内除菌（感染症対策）の実施（毎日～職員が実施）

別表1

生活日課表

曜日 時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00							
6:30							
7:00	起床・洗面						
7:30							
8:00	掃除当番(洗面所)						
8:30							
9:00	朝食						
9:30	掃除当番(共有スペース)						
10:00	介護入浴	介護 シャワー浴	施設内作業 (火曜日～木曜日)		介護入浴	介護 シャワー浴	
11:00							
11:30							
12:00	昼食						
12:45		男性シャワー浴				男性シャワー浴	
13:00	介護入浴				介護入浴		
13:30		ラジオ体操(月曜日～土曜日)					
14:00						クラブ活動	
	一般入浴	女性シャワー浴			一般入浴		
15:00						女性シャワー浴	
16:00							
16:30	リズム体操(月曜日～土曜日)						
17:00							
	夕食						
18:00							
21:00	消灯・就寝						

よかクラブ活動

内容	実施曜日・時間	実施方法
書道	第2土曜日 14:00～15:00	自らの手で自己や伝えたいことを表現し、精神の安定と気分転換にもつながるよう新しい参加者も募りながら実施していく。
手芸	第3土曜日 14:00～15:00	題材や材料に変化を持たせ、協力しながら制作していくこと意識し、余暇の有効利用に結びつける。
自遊	第4土曜日 14:00～15:00	多くの方が参加できるように、音楽鑑賞やカラオケ室内外でのゲームなど自由な遊びをとおし、意欲の助長と共に気分の転換をはかる。
園芸活動	随 時	施設周辺の花壇や芝生の手入れを行い整備する。

年間行事計画

月	行 事 名	月	行 事 名
4月		10月	
5月	開設記念日 施設内外清掃	11月	
6月		12月	もちつき クリスマス会 年越し
7月	夏まつり	1月	
8月	七夕まつり	2月	節分 喫茶の日
9月		3月	バイキング

その他の行事

区 分	行 事 名
毎月の行事	月例掃除
隔月の行事	意見交換会（4・6・8・10・12・2月）
DVD放映	日常生活上の健康管理等のDVD放映を実施（1月）
衣類販売	衣類販売を実施（6・10・2月）
施設レク	希望から行き先を決定し、選んでもらい実施

令和7年度札幌市あけぼの荘 第三者再委託業務一覧表 ✓

業務の内容 (再委託の理由)	委託業者	契約額 (税別)	備 考
エレベータ保守点検業務 (専門的技術を要するため)	ダイコー㈱	336,000 円/年	毎月1回定期点検 1年契約 (継続更新)
ボイラー設備保守点検 (専門的技術を要するため)	㈱昭和プラント	170,000 円/年	6か月毎定期点検 1年契約 (継続更新)
自家用電気工作物 (非常用 予備発電装置) 保守点検 (専門的技術を要するため)	㈱電気保安協会	17,300 円/月	毎月1回定期点検 1年契約 金額改定の為再契約
消防用設備点検 (消防法による資格取得者が 実施する必要があるため)	㈲消火管理セン ター	225,000 円/年	機器点検年1回 総合点検年1回 1年契約 (継続更新)
受水槽・水質調査点検 (水道法による資格取得者が 実施する必要があるため)	カンエイ実業㈱	122,000 円/年	1回/年 (都度見積徴取)
施設内機械警備委託 (専門的技術を要するため)	㈱セントラル警 備保障	8,000 円/月	1年契約 (継続更新)
火災通報装置保守点検 (専門的技術を要するため)	テルウェル東日 本㈱	18,600 円/年	4回/年巡回保守 1年契約 (継続更新)
施設内美装委託業務 (専門的技術を要するため)	ネットワーク・ サービス㈱	500,000 円/年	隔月食堂床美装 6か月毎全館床美装 1年契約 (継続更新)
給食委託業務 (専門的技術を要するため)	富士産業㈱	1,980,000 円/月	1年契約 (継続更新)

•
•
•



•
•



•
•
•